

資料2

旭川市まちづくり基本条例（仮称）タタキ台

前文

第1章 総則

第2章 基本理念及び基本原則

第3章 まちづくりの担い手

第1節 市民

第2節 議会

第3節 市長等

第4章 市民主体のまちづくり

第1節 市民参加及び協働

第2節 情報提供、情報公開及び個人情報保護

第5章 地域主体のまちづくり

第6章 健全な市政運営によるまちづくり

第7章 広域連携によるまちづくり

第8章 条例の見直し

私たちのまち旭川は、北海道のほぼ中央にあり、大雪山連峰をはじめとする雄大な山々に囲まれ、石狩川など多くの川が流れる、豊かな自然と四季折々の情景に恵まれた美しいまちです。

このまちには、古くからアイヌの人たちの暮らしと文化があり、これまで多くの先人たちのたゆみない努力によって、北国独自の文化と多様な産業を育み、北海道の交通の要衝として、経済、医療・福祉、教育などの都市機能と自然が調和したまちを築いてきました。

このまちが将来にわたって、輝き続けていくためには、
子どもからお年寄りまでの市民一人ひとりがいきいきと暮らし、
私たち市民が、お互いを尊重し、責任を分かち合い、
このまちの自然や歴史、文化、産業などの多くの地域資源をかけがえのない財産として守り、
育て、次代へと引き継いでいきます。

そして、私たちのまちの更なる飛躍に向け、拠点都市としての役割を發揮し、北北海道全体

の発展に努めます。

このまちをより良いまちへと育てていくのは、私たち自身です。私たちはこのまちに誇りと愛着を持ち、より一層活力と安心に満ちたまちにするため、私たち市民の力とまちの素晴らしさを信じて、力強く歩んでいきます。

ここに、私たちは、まちづくりの基本となる考え方や仕組み等を共有し、みんなで力を合わせてまちづくりを進めていくために、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市におけるまちづくりに関する基本的な事項を総合的に定めることにより、市民主体のまちづくりの更なる発展と、魅力と活力あるまちを実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) まちづくり 市民及び市が、それぞれの責務と役割を踏まえて、本市をより魅力的で快適なまちにしていくために行う公共的な活動をいう。
- (2) 市民 市内に住所を有する者、市内に通勤し、又は通学する者及び市内において事業を営み、若しくは活動を行う個人又は法人その他団体をいう。
- (3) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会並びに消防長、水道事業管理者及び水道事業管理者をいう。
- (4) 市 地方公共団体としての旭川市をいう。

(条例の位置付け)

第3条 この条例は、本市におけるまちづくりの基本となる条例であり、市民及び市は、この条例を踏まえてまちづくりを推進するものとする。

第2章 基本理念及び基本原則

(基本理念)

第4条 本市の目指すまちづくりは、次の基本理念のとおりとする。

(1) 市民がいきいきと活躍できるまちづくり

市民が、それぞれの経験及び能力を發揮し、幅広い分野において充実した活動を行うことができる環境づくりを目指すこと。

(2) 市民が支え合いながら安心して暮らせるまちづくり

市民が、それぞれの役割を果たすとともに、相互に補完し、安心して生活できる地域社会を目指すこと。

(3) 地域資源をいかし、将来にわたって活力があり、住み続けられるまちづくり

市が、地域の優位性や特徴を伸ばし、その良さを発信しながら、市民がこのまちで持続的に暮らせるよう、まちの更なる発展を目指すこと。

(4) 北北海道における拠点性を發揮したまちづくり

市が、地理的特性や都市機能等の拠点性を生かすとともに、国や他の地方公共団体との連携や相互の補完により、北北海道の更なる発展を目指すこと。

(基本原則)

第5条 本市におけるまちづくりの進め方は、次の基本原則のとおりとする。

(1) 市民主体の原則

市民及び市が、まちづくりに関する情報を共有し、市民参加と協働による市民主体のまちづくりを推進すること。

(2) 地域主体の原則

市民及び市が、地域のつながり及び特性等をいかした地域主体のまちづくりを推進すること。

(3) 健全な市政運営の原則

市が、総合的かつ計画的に健全な市政を推進すること。

第3章 まちづくりの担い手

第1節 市民

(市民の権利及び責務)

第6条 市民は、自らの意思に基づきまちづくりに参加することができる。

2 市民は、まちづくりに参加するに当たっては、自らの果たすべき役割を自覚し、自らの発言と行動に責任を持つとともに、互いの立場や考えを尊重し、それぞれが協力してまちづくりを担うよう努めるものとする。

3 市民は、まちづくりに参加し、又は参加しないことによって不利益な取扱いを受けない。

第2節 市議会

第7条～議会との調整が必要

(議会の責務)

第7条 議会は市政における意思決定機関として、市民の負託にこたえ、立法機能や市政運営の監視機能などを發揮し、その役割と責任を果たすものとする。

2 議会に関する基本的な事項については、旭川市議会基本条例（平成22年旭川市条例第46号）で定める。

第3節 市長等

(市長等の責務)

第8条 市長は、市の代表者として、公正かつ誠実に市政の執行に当たらなければならない。

2 市長等は市民意思の把握に努め、市政の執行に当たっては説明責任を果たさなければならない。

3 市長等は、職員を指揮監督し、人材育成に努めなければならない。

(職員の責務)

第9条 職員は、全体の奉仕者として、公正かつ誠実に職務を行うとともに、職務を遂行するための知識と能力の向上に努めなければならない。

2 職員は、自らも地域社会の一員としてまちづくりに参加するよう努めるものとする。

第4章 市民主体のまちづくり

第1節 市民参加及び協働

(市民参加)

第10条 市民は、市政運営に関し意見を述べ、又は提案することにより市民参加をすることができる。

2 市は、市政運営に当たり、市民意思の把握に努めるとともに、協働を基本に据えた市民参加の推進に努めなければならない。

3 市民参加に関する基本的な事項については、旭川市市民参加推進条例（平成14年旭川市

条例第36号)で定める。

(協働)

第11条 市民は、公共的な目的のために自主的に行う市民活動に取り組むことができる。

2 市民及び市は、それぞれの果たすべき責任及び役割を自覚し、相互に補完し、協力し合う協働の推進に努めるものとする。

3 市は、市民活動の促進及び協働の推進に当たり、市民への情報提供、相談機会の確保及び人材育成等の支援に努めなければならない。この場合において、市民の自主性及び自立性を損なうものであってはならない。

第2節 情報提供、情報公開及び個人情報保護

(情報提供)

第12条 市は、市民がまちづくりに参加するに当たり、必要な情報を分かりやすく提供するよう努めるものとする。

(情報公開)

第13条 市は、公平、公正で透明な市政を推進するため、市が保有する情報の公開を推進するものとする。

2 情報公開に関する基本的な事項については、旭川市情報公開条例（平成17年旭川市条例第7号）で定める。

(個人情報保護)

第14条 市は、市民の基本的人権を守るため、市が保有する個人情報を適正に取り扱うものとする。

2 個人情報保護に関する基本的な事項については、旭川市個人情報保護条例（平成17年旭川市条例第8号）で定める。

第5章 地域主体のまちづくり

(地域主体のまちづくり)

第15条 市民は、地域社会の一員として、主体的に地域における活動に参加するよう努めるものとする。

2 地域における活動を担う団体（以下「地域活動団体」という。）は、地域の課題を共有し、その解決に向けて取り組むとともに、地域の特性等をいかした多様なまちづくりに取り組む

よう努めるものとする。

3 前項に関し、地域活動団体が単独で、地域の課題解決又は地域の特性等をいかしたまちづくりに取り組むよりも効果的であるときは、相互に連携するための地域活動団体を組織し、活動を行うことができる。

4 市は、地域における活動の促進を図るため、情報提供、相談機会の確保及び人材育成等等の支援に努めなければならない。この場合において、地域の特性並びに自主性及び自立性を損なうものであってはならない。

第6章 健全な市政運営によるまちづくり

(行政手続)

第16条 市は、処分、行政指導及び届出に関する手続を明らかにすることにより、市政における公正の確保と透明性の向上を図るものとする。

2 行政手続に関する基本的な事項については、旭川市行政手続条例（平成11年旭川市条例第2号）で定める。

(公正な職務の執行の確保)

第17条 市は、法令の遵守の推進を図るとともに、市政における公正な職務の執行を確保するため、必要な措置を講じなければならない。

2 公正な職務の執行の確保等に関する基本的な事項については、旭川市政における公正な職務の執行の確保等に関する条例（平成19年旭川市条例第42号）で定める。

(危機管理)

第18条 市は、市民の安全と安心を確保するため、事故、災害その他の危機に備え、危機発生時に適切に対応できる体制の充実及び強化を図らなければならない。

2 市は、危機発生時には、市民、関係機関、国及び他の地方公共団体と相互に連携を図りながら、協力して速やかに状況を把握し、対策を行わなければならない。

3 市民は、危機発生時に自らの安全確保を図り、互いに助け合うとともに、日頃から危機に対し備えるよう努めるものとする。

(計画的な市政運営)

第19条 市は、総合的かつ計画的な市政運営を図るための最上位の計画として、旭川市総合計画を策定するとともに、進行管理を行い、その状況を公表しなければならない。

2 市は、市政運営を持続的に維持し、及び発展させるため、計画的で健全な財政運営に努め

なければならない。

(行政改革)

第20条 市は、効果的で効率的な市政を推進するため、簡素で機能的な組織を編成し~~するともに、組織の横断的な調整を図ら~~なければならない。

2 市は、社会経済情勢又は市民ニーズの変化に的確に対応し、事業や組織の見直しなど、行政改革の推進に取り組まなければならない。

第7章 広域連携によるまちづくり

(他の機関との連携及び拠点性の発揮)

第21条 市は、国及び北海道と~~に對し、積極的に意見を述べ、又は政策提案を行うとともに、~~相互に連携を図りながら、協力してまちづくりの推進に努めるものとする。

2 市は、他の地方公共団体と相互に連携し、広域的な課題の解決を図るとともに、北北海道全体の発展を目指すため、拠点性を発揮したまちづくりの推進に努めるものとする。

3 市は、友好交流の推進や、共通する課題の解決を図るため、国内及び国外の都市等との連携に努めるものとする。

第8章 条例の見直し

(条例の見直し)

第22条 市は、この条例について、社会情勢の変化等により、改正の必要があるときは、速やかに改正しなければならない。

2 市は、この条例の施行後、5年を超えない期間ごとに、この条例を点検し、適切な措置を講ずるものとする。